

長野県150周年記念 長野県史キックオフイベント開催業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年7月23日

文化振興課県史編さん室長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県150周年記念 長野県史キックオフイベント開催業務

(2) 業務の目的

新しい長野県史の編さん開始を記念し、県史の意義を広く県民に周知するとともに、編さんへの県民参加の機運醸成を図ることを目的に長野県史キックオフイベント（以下「キックオフイベント」という。）を開催する。特に小・中学生から若い子育て世代（以下「若年層」という。）に興味関心をもってもらうことで、県史への理解を深め、郷土愛の醸成を図る。

(3) 業務内容

キックオフイベント開催に係る業務全般

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 以下の具体的内容を含むキックオフイベントのプログラム企画

ア 池上彰氏を活用したトーク企画

※池上彰氏の出演については、内諾済み

イ 長野県にゆかりのある著名人によるトークショー（小・中学生向け）

ウ 第二次世界大戦後から現代までの暮らしや社会の変化を紹介する展示

エ 来場者参加型の体験コーナー

オ （任意）その他効果的な企画内容（本業務費用の上限に収めること。）

② キックオフイベント当日のスケジュール

③ 広報活動の方法

④ 参加者募集・管理の方法

⑤ キックオフイベント開催までの全体スケジュール、運営体制

⑥ 業務に要する経費及びその内訳

※上記①アに係る経費については、4に記載する説明会で説明します。

※県が仮押さえしている会場の使用に係る経費を含めて積算すること。

※別添仕様書（案）5(4)に記載する「PRツールの制作」に係る経費には、デザイン費を含めること。

(6) 業務の実施場所

長野県長野市

(7) 履行期間

契約締結日から令和8年12月8日まで

(8) 費用の上限額

5,178,800円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 4に記載する説明会に参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(3)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第3号）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式第3号の附表）
- ③ 誓約書（様式第3号の2）

(2) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県県民文化部文化振興課県史編さん室（県庁西庁舎1階）

担 当 久米、松本

電 話 026-235-7325（受付時間 平日午前9時～午後4時30分）

F A X 026-235-7490

メー ル naganokenshi@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年8月4日（火）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県史編さん室に到達したもの、メールの場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りです。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを上記①の提出期限までに3(2)の担当者に電話で確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(2)①）の3日前までに、書面により文化振興課県史編さん室長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課県史編さん室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(2)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(6) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和8年7月29日（水）午前10時30分から（最大1時間程度）

(2) 開催方法 オンライン（Microsoft Teamsを想定）

(3) 留意事項

① 説明会には必ず参加してください。企画提案を求める内容の詳細等を説明します。

② 説明会に参加する方の氏名及びメールアドレスを令和8年7月28日（火）正午までに3(2)にメールでご連絡ください。

令和8年7月28日（火）午後5時までに参加申込者に対し、オンラインミーティング用アドレスをメールでご案内します。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(2)に同じ。

- (2) 受付期間 令和8年7月30日（木）から8月10日（月）午後3時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対して原則としてメールで回答するほか、文化振興課県史編さん室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年8月14日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の附表）

本業務についての具体的な実施内容等を提案してください。

なお、様式第8号の附表は、記載項目が網羅されていれば独自様式でも構いません。

また、企画書は、原則A4サイズ、片面10枚以内で作成してください。

② 経費見積書（様式第8号の附表2）

経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。なお、経費の合計額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載してください（円未満切り捨て）。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年8月19日（水）正午（必着）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先 3(2)に同じ。

③ 提出部数 6部（持参・郵送の場合）

④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県史編さん室に到達したもの、メールの場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(3) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
プログラムに関する企画内容	業務目的や主なターゲットを踏まえ、プログラムの企画が魅力的かつ創意工夫に富んだ内容となっているか。また、実現性があるか。	35
広報活動の充実度	長野県史キックオフイベントの開催周知に向けて、多角的かつ効果的な情報発信の提案となっているか。	20
参加者募集・管理方法	参加者の募集及び管理方法が適切で、混乱が生じない仕組みになっているか。	15
全体スケジュール、運営体制	業務を円滑に実施するため、実効性のあるスケジュールと運営体制が確保されているか。	15

費用の妥当性	提案内容に対して金額及び積算内容が妥当であり、高い事業効果が期待できるか。	15
合 計		100

(4) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
 なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
 日時：令和8年8月20日（木） 時間未定（説明15分、質疑応答10分を想定）
 ※時間及び場所については、個別に連絡します。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により文化振興課県史編さん室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により文化振興課県史編さん室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、文化振興課県史編さん室において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

- ① (5)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化振興課県史編さん室長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 ア 受付場所 3(2)に同じ。
 イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。
 （土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を文化振興課県史編さん室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者が見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県史編さん室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(2)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。